

第5 医療の安全確保と医療サービスの向上

1 医療安全対策

(1) 現 状

- 医療の高度化・専門化が進行し、また、近年、医療機関へのサイバー攻撃により長期間診療が停止する事案が発生する中で、住民が安心して医療を受けられる体制の整備が一層必要となっています。
- 住民の医療に対するニーズが多様化する中で、患者や家族からの苦情や相談に対応し、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図ることにより、住民の医療に対する信頼性を確保することを目的とし、平成15年9月1日から保健所に医療安全支援センターを設置しています。(表1、表2)

【表1 十勝地方医療安全支援センターにおける相談件数推移】 (単位：件)

年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
件数	61	52	77	161	117	76	72	73	85	96

(北海道帯広保健所調)

【表2 令和3年度 内容別相談件数】 (単位：件)

区 分		医科		歯科		合計
		相談	苦情	相談	苦情	
1. 医療行為・医療内容	・治療・看護等の内容や技術 ・医療関連法規等の関係等	6	18	4	1	29
2. コミュニケーションに関すること	・説明等に関するもの等	11	7	0	0	18
3. 医療機関等の施設	・医療機関等の施設関係等	0	5	0	1	6
4. 医療情報等の取扱	・カルテ開示 ・診断書等の文書関係等	3	1	1	0	5
5. 医療機関等の紹介・案内		3	1	0	0	4
6. 医療費（診療報酬等）	・診療報酬等	3	4	4	0	11
7. 医療知識等を問うもの	・制度関係（医療・介護・福祉） ・その他（医療知識の質問関係）等	6	1	0	0	7
8. その他	・気持ちの受止め、 ・その他（いずれにも分類出来ないもの）等	12	3	1	0	16
合 計		44	40	10	2	96

(北海道帯広保健所調)

(2) 課 題

ア 医療安全のための体制整備

- 医療機関や薬局における医療の安全を図るため、医療従事者の資質の向上とともに、医療安全体制の整備を促進することが求められています。

イ 医療に関する相談体制の整備

- 医療に関する患者・住民の苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図るため、医療に関する相談体制を充実することが求められています。

(3) 施策の方向と主な施策

ア 医療機関及び薬局における医療の安全を確保するための取組の推進

医療機関及び薬局において、医療の安全等が確保されるよう、立入検査などの機会を活用し、必要な助言指導を行います。

(医療安全管理)

- 医療安全管理のための指針の整備
- 医療安全管理のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る)
- 医療安全管理のための職員研修の実施
- 事故報告など改善のための取組の実施

(院内感染対策)

- 院内感染対策のための指針の整備
- 院内感染対策のための委員会の開催(病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る)
- 従事者に対する院内感染対策のための研修の実施
- 感染症の発生状況の報告など改善のための取組の実施

(医薬品の安全管理)

- 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置
- 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
- 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成と、その手順書に基づく業務の実施
- 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

(医療機器の安全管理)

- 医療機器の安全使用のための責任者の配置
- 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

(診療放射線の安全管理)

- 診療放射線の利用に係る安全な管理のための責任者の配置
- 診療放射線の安全利用のための指針の策定
- 従事者に対する診療放射線の安全利用のための研修の実施
- 放射線診療を受ける者の厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器等の放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療放射線の安全利用を目的とした改善のための取組の実施

(サイバーセキュリティ対策)

- サイバーセキュリティを確保するために安全管理ガイドラインに基づく必要な取組の実施

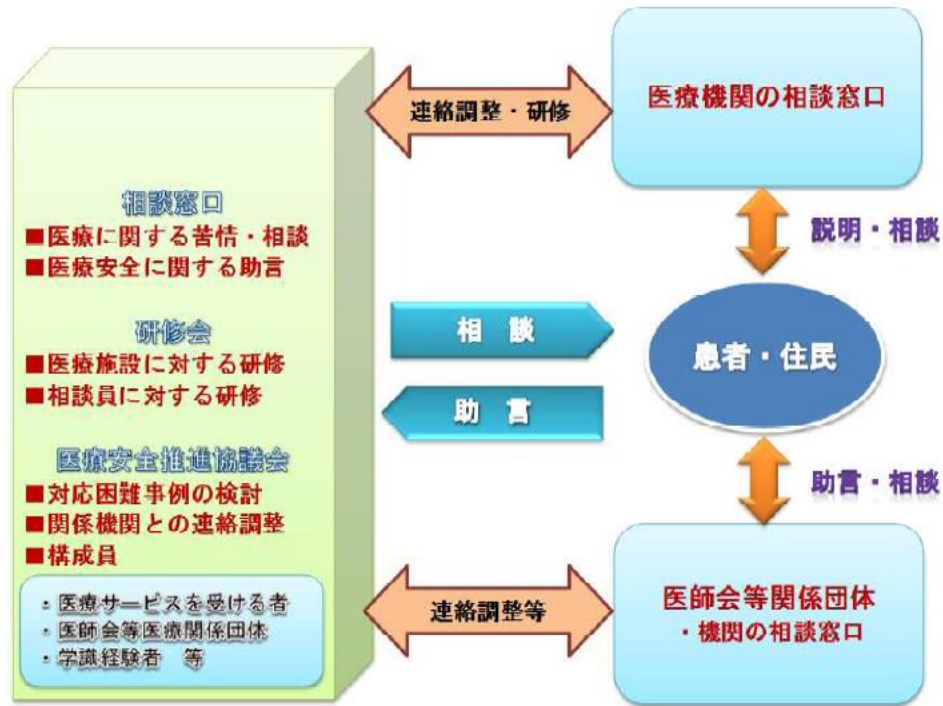
イ 医療安全に関する研修会の開催

- 関係団体・機関と連携を図りながら、医療機関や薬局を対象とした医療安全に関する研修会を実施します。

ウ 医療安全支援センターの設置運営

- 保健所に設置する「地方医療安全支援センター」において、住民の様々な医療に関する相談等に対応します。
- 道本庁が設置する「中央医療安全推進協議会」及び保健所に設置する「地方医療安全推進協議会」において、医療安全支援センターの業務内容の検討や個別医療相談事例のうち重要なものや専門的な事例、対応困難事例に関わることなどについて検討協議を行うことにより、医療相談体制の充実に努めます。

医療安全支援センター（中央・地方）の業務と相談等の流れ



2 医療情報の提供

(1) 現 状

- 病院、診療所、助産所及び薬局（以下「医療提供施設」という。）に関する診療科目や病床数等の医療機能情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、医療提供施設の選択を支援することを目的に、平成 19 年度からインターネットによる医療機能情報の提供を行っています。
- 平成 26 年 10 月 1 日に病床機能報告制度が施行され、この制度は一般病床・療養病床を有する病院又は有床診療所が、その有する病床において担っている医療機能（「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」）の現状と今後の方向性を選択し、医療機関が毎年 G-MIS により 7 月 1 日現在の状況を厚生労働省に報告しており、道においては、各圏域の地域医療構想調整会議で示し、その結果をホームページにより公表しています。
- 令和 4 年 4 月 1 日から外来機能報告制度が施行され、この制度は地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関が外来医療の実施状況等を G-MIS により報告するものであり、道においては、ホームページによりその結果を公表しています。
- 令和 5 年 5 月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により改正された医療法の規定に基づき、医療・介護サービス提供体制の構築及びかかりつけ医機能の強化を目的に令和 7 年 4 月 1 日からかかりつけ医機能報告制度が施行されます。

(2) 課 題

- 住民・患者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるよう、医療機能、病床機能、外来機能及びかかりつけ医機能について正確な情報を収集し、公表する必要があります。

(3) 施策の方向と主な施策

ア 医療機能情報の提供

- 各医療提供施設に対し、具体的業務内容等のサービス情報など医療機能情報について毎年定期報告を求めるとともに、名称、管理者名、診療科目等の基本情報に変更があった場合には、随時報告を求め、正確な情報の収集に努めます。
- 医療提供施設から報告があった医療機能情報については、医療情報ネットを活用し公表します。
- 医療提供施設において、報告した医療機能情報と同じ内容を住民・患者が閲覧できるよう周知徹底を図ります。

イ 病床機能、外来機能及びかかりつけ医機能情報の提供

- 報告対象となる病院・診療所に対し、医療機関が担っている病床機能及び外来機能について、毎年定期報告を求めます。
- 報告があった病床機能情報及び外来機能情報については、地域医療構想の推進に関するデータ及び外来医療に係る医療機関の機能分化及び連携推進に関するデータとして活用するとともに、インターネットを活用し公表します。
- 医療・介護サービス提供体制の構築に向け、かかりつけ医機能に関する情報を住民・患者に対し、分かりやすく提供します。

3 医療機関相互の役割分担と広域連携の推進

(1) 地方・地域センター病院等の機能の充実

ア 現 状

(ア) 地方センター病院

- 第三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度・専門医療に対応できる医療機能を備えるとともに、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師等の派遣及び技術援助を行い、他の医療機関との機能分担、連携を図りながら、三次医療を提供するとともに、二次医療機関の後方医療機関としての役割を担っています。
- 地域の医療機関との連携を図るための組織として「地域医療連携室」を設置・運営しています。
- 令和5年4月1日現在、十勝圏域においては1病院を指定しています。

(イ) 地域センター病院

- プライマリ・ケアを支援する二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等の巡回診療を行っています。
- 地域の医療機関との連携を図るための組織として「地域医療連携室」を設置・運営しています。
- 令和5年4月1日現在、十勝圏域においては2病院を指定しています。(表3)

【表3 地方・地域センター病院一覧】

令和5年4月1日現在

医療圏		指定区分・年度		病 院 名	病床数(床)
三次	二次	地方	地域		
十 勝	十 勝	S54	S54	JA 北 海 道 厚 生 連 帯 広 厚 生 病 院	651
		-	H11	北 海 道 社 会 事 業 協 会 帯 広 病 院	300

イ 課 題

(ア) 地方・地域センター病院

- 病院によっては、医師派遣における派遣実績の低下が見られますが、地域の医療機関が抱える専門技術不足や医師不足などを補うため、その医療機能及び地域医療支援機能の維持・充実に努められています。

- 「北海道地域医療構想」の実現に向け、地域における医療提供体制の整備を図っていくためには、圏域の中核的医療機関である地域センター病院の役割が重要となります。

ウ 施策の方向と主な施策

(ア) 地方・地域センター病院

医療機能及び地域医療支援機能の充実を図るとともに、地域の医療機関への医師等の派遣、地域の医療機関も参加できる研修会の開催や地域医療構想の実現に向けた啓発活動等の実施、病院施設の開放化の促進及び医療機器の共同利用の促進など地域医療構想の実現に向けた取り組みます。

(2) 地域医療支援病院の整備

ア 現 状

- 地域医療支援病院は、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用などを通じて、かかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院からの申請を知事が承認することとなっており、令和5年10月1日現在、十勝圏域においては2病院が承認されています。(表4)

【表4 地域医療支援病院一覧】

令和5年10月1日現在

第二次医療圏	病 院 名	承認年月日	病床数(床)
十 勝	社会医療法人北斗 北斗病院	平成22年8月30日	267
	J A北海道厚生連帯広厚生病院	令和元年9月1日	651

イ 課 題

- かかりつけ医と二次医療機関との連携により、地域医療を確保するほか、感染症の発生・まん延時に担うべき医療の提供という観点などから、引き続き、地域医療支援病院の整備を促進する必要があります。

ウ 施策の方向と主な施策

- 地域医療支援病院の整備に向け、医療機関等に必要な働きかけを行います。

(3) 地域連携クリティカルパスの普及

ア 現 状

- 地域において急性期から回復期、維持期、在宅医療に至るまで、切れ目のない質の高い医療を提供するため、複数の機関(専門医療機関、かかりつけ医、介護保険関連機関等)で共有する診療情報や診療計画である「地域連携クリティカルパス」(以下「連携パス」という。)が、連携ツールとして活用されています。
- 道内では、「脳卒中・急性心筋梗塞あんしん連携ノート」(北海道医療連携ネットワーク協議会発行)の活用やアプリの導入及び「糖尿病連携手帳」(日本糖尿病協会発行)を連携パスのツールとして活用できるように普及促進について働きかけが行われています。
- 十勝では、脳卒中発症後の在宅復帰に向けた機能回復を目的として「脳卒中連携パス」(十勝パスネット協議会)が運用されています。また、圏域における糖尿病重症化予防対策として「十勝圏域糖尿病診療に係る地域連携パスルール」(十勝保健医療福祉圏地域連携推進会議生活習慣病専門部会)を運用しています。
- 糖尿病や循環器疾患等の生活習慣病の患者支援には、複数の医療機関や地域の関係機関(訪問看護事業所、地域包括支援センター等)が関わっています。多職種間の有機的連携を図るため、連携パスの活用が進められています。

イ 課 題

- 関係者間で連携パス導入の必要性や効果について認識を共有することなどにより、連携パス

の普及を図ることが必要です。

- 十勝圏域で医療が完結しない地域においては、近隣圏域や札幌圏との連携が必要となることから、今後、ICTを活用した患者情報共有ネットワークと連動した連携パスの活用についても検討が必要です。

ウ 施策の方向と主な施策

- 地域において連携パスが効果的・効率的に運用されるよう関係団体と連携して地域の人材育成に努めるとともに、ICTを活用するなど連携パスの普及を促進します。

4 医療に関する情報化の推進

(1) 電子カルテ等医療情報の電子化の推進

ア 現状

- 電子カルテシステムの導入効果は、記録の正確性の担保、診療情報の管理や検索等が的確で容易になるなど、その効果は医療機関等の業務効率化にとどまらず、医療DXの推進により、住民の更なる健康増進、切れ目無く質の高い医療等の効率的な提供に寄与することが見込まれています。
- オーダリングシステムや電子レセプト等医療情報の電子化は、診療や事務の効率化により受診待ち時間の短縮など医療サービスの向上が可能となります。

イ 課題

- 電子カルテやオーダリングシステム等情報システムの導入に当たっては、導入コストが高額であることや新たな入力業務等に係る適切なタスクシェアなどの課題に適切に対応するほか、ランサムウェアなどのサイバー攻撃を想定した情報セキュリティを徹底する必要があります。

ウ 施策の方向と主な施策

- 事務の効率化を図るため、電子カルテシステム等の導入を促進するとともに、個人の診療情報漏えい防止と業務停止リスクに備えたセキュリティの徹底を図ります。

(2) 情報通信技術（ICT）を活用した情報共有の促進

ア 現状

- 電子カルテやオーダリングシステム等の診療情報を地域の医療機関間で共有し、連携することにより、効率的で良質な医療サービスの提供、医療提供体制の充実が図られています。
- 十勝圏域の医療機関で構成され、インターネットを通じて診療情報を共有する「十勝メディカルネットワーク」（通称・はれ晴れネット）が平成26年3月より稼働しており、令和5年度で67医療機関が参加しています。
- 令和元年には、地域包括ケアシステム構築の推進及び他職種連携を支援する目的で、十勝医師会で推奨された医療・介護他職種連携情報共有システムであるバイタルリンクを利用し、十勝圏域の医療機関、市町村、薬局、訪問看護及び介護サービス事業所等で情報共有を行うネットワークが整備されています。

イ 課題

- 医療機関間のネットワークについては、着実に増えてきましたが、地域医療構想の実現に向け、参加医療機関の拡大や介護分野との情報連携も含めた市町村単位のネットワークの構築を推進する必要があります。
- ネットワークでは、患者の診療情報等を他の医療機関と共有することから、サイバー攻撃を念頭においたセキュリティの確保が重要です。

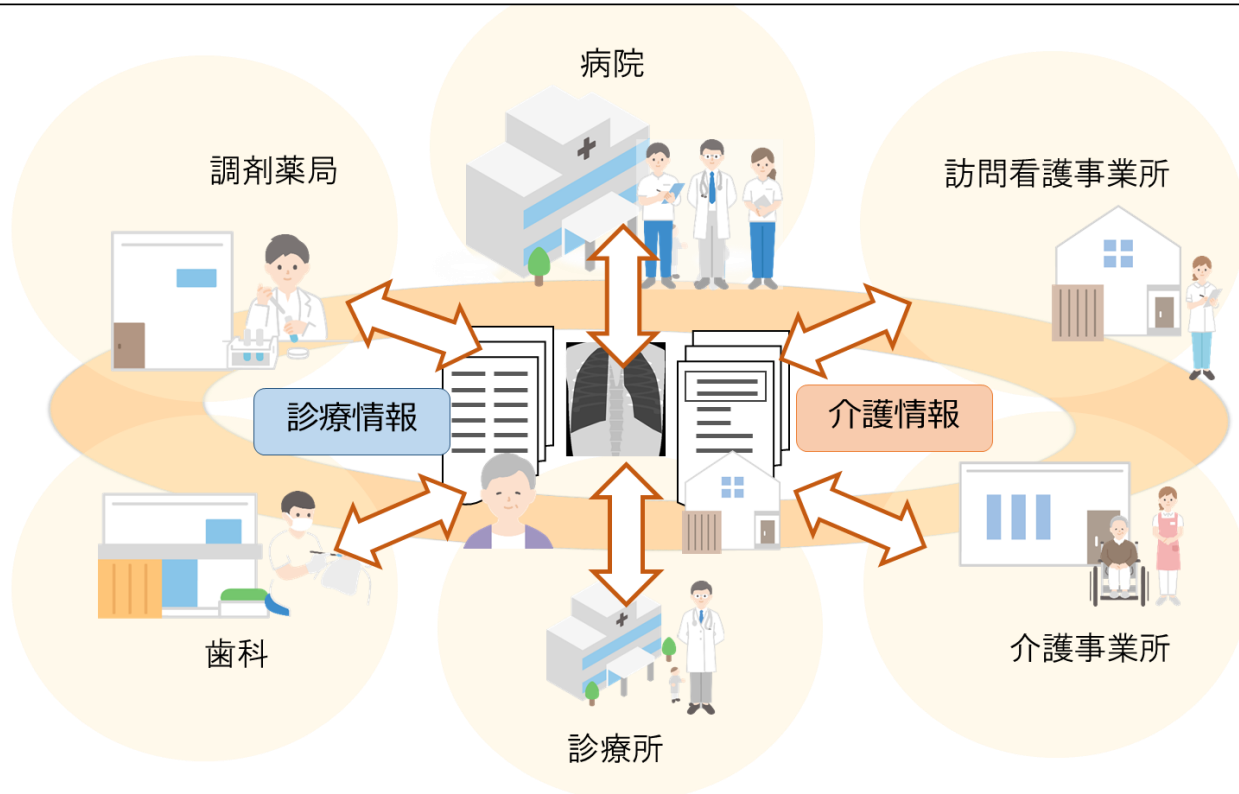
ウ 施策の方向と主な施策

- ICTを活用して医療機関間又は医療機関と介護事業所間で診療情報等を共有するためのネットワークの構築や導入に当たっての体制の整備を支援します。
- ネットワークへの不正侵入防止対策など患者の診療情報等のセキュリティの徹底を図ります。

【医療と介護の連携ネットワークイメージ図】

医療と介護の連携ネットワーク

- 患者の診療情報や介護情報を関係機関で構成するネットワーク上で情報提供・参照することにより、情報の共有を図る。



(3) 遠隔医療システムの導入促進

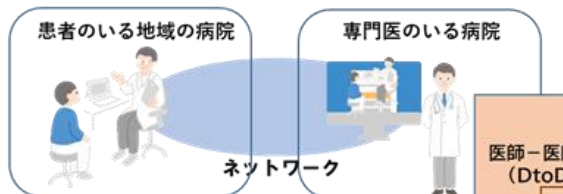
ア 現 状

- へき地医療や在宅医療にとどまらず、少子高齢化が進行する中、地域で難病やてんかんなどの専門的な医療を確保する上で遠隔医療システムを活用した地域医療の確保が期待されています。
- 従来の遠隔画像診断や病理診断システムのような専門で高額な機器を整備しなくてもセキュアな通信が確保されたスマートフォン等アプリなどによって、安価にTV会議システムを導入できるようになっており、救急医療の場面で活用が増えています。

遠隔医療システムの種類

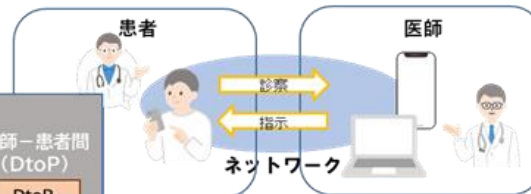
遠隔相談

専門医と地域の病院が画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。



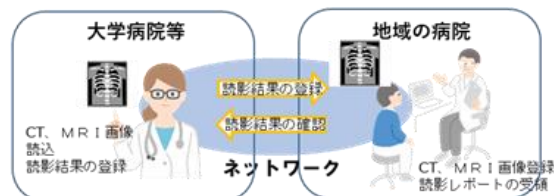
オンライン診療

測定した生体情報（体温、血圧、脈拍、尿糖値等）や患者の映像・音声等を遠隔地の医師へネットワークを通じ送信する。



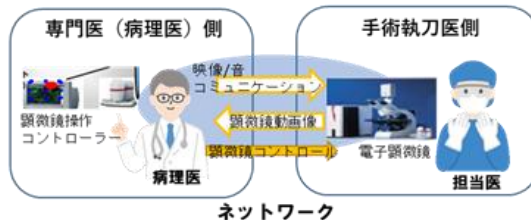
遠隔画像診断

X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。



遠隔病理診断

体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。



第5回デジタル田園都市国家構想実現会議厚生労働省資料を改変

イ 課題

- 技術革新や機器の普及により、これまで高額だったものがより安価な装置で実現可能となったほか、遠隔医療の分野において、触診や手術を可能とする装置の開発・実証実験が行われるなど、今後も技術革新等により、その定義・概念が大きく変革する可能性があります。急激な変化は混乱を招くおそれも同時に秘めており、地域医療の確保に資するよう適切な環境を整備する必要があります。
- 遠隔医療の運用に当たっては、必要なときにいつでもすぐに使えて、対応できる支援側と依頼側双方の運営上の体制の整備が必要となっています。

ウ 施策の方向と主な施策

- 遠隔医療システムの導入を促進するため、医療機関等の設備整備や導入に当たっての体制の整備を支援します。
- 地域の医療機関が、遠隔医療システム等を活用して専門医から必要な支援を受けることができるよう、診療支援を行う医療機関の取組を支援します。

(4) 医療情報システムの充実

ア 現 状

- 医療に対する住民のニーズは高度化・多様化しており、住民・患者自ら医療情報を検索するなど自分に適した医療サービスを選択可能とする情報提供体制や緊急時における迅速な対応が求められています。
- 「北海道救急医療・広域災害情報システム」や「北海道周産期救急情報システム」また令和6年4月に医療機関・薬局の公的検索システムとして開設された「医療情報ネット」などにより、住民や医療機関などに対する情報提供に努めています。

区 分	概 要
北海道救急医療・広域災害情報システム	休日・夜間当番医、診療科目、症状別など様々な条件に応じた医療機関情報を道民に提供するほか、医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをつなぎ、医師の在・不在、手術・入院の可否などの専門情報等を関係機関に提供
北海道周産期救急情報システム	妊産婦や新生児の受入情報を各医療機関や消防機関に対し提供
医療情報ネット	診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関・薬局を検索することのできるシステム

イ 課 題

- 住民・患者や医療機関などが、必要とする医療情報をインターネットなど情報通信技術を利用して、手軽に、迅速に、的確に入手できるようにすることが必要です。

ウ 施策の方向と主な施策

- 北海道救急医療・広域災害システムや北海道周産期救急情報システム、また医療情報ネットの活用を図ります。

5 医薬品の適正使用の推進と供給体制の整備

(1) 医薬品の適正使用の推進

ア 現 状

- 医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止し、より質の高い医療サービスを提供するため、医薬分業を推進しています。
- 平成28年10月から健康の維持・増進を専門的に支援する「健康サポート薬局」の届出制度が開始され、令和6年5月時点で十勝圏域においては9薬局が届出されています。
- 平成26年から、医薬品の適正使用に関する相談や健康情報の提供、訪問薬剤管理による在宅医療のサポート等を実施する薬局として「北海道健康づくり支援薬局」の認定制度が開始され、令和6年5月時点で十勝圏域では10薬局が認定されています。北海道健康づくり支援薬局は、国の「健康サポート薬局」制度開始前から、道と北海道薬剤師会において認定しており、「かかりつけ薬局」と「健康サポート薬局」の中間的な位置づけとしています。
- 住民の医薬品に関する正しい知識の普及を図るため、圏域内薬局等との協力のもと、毎年10月に設定している「薬と健康の週間」等において、ポスターの掲示及びリーフレットの配布による啓発活動を行っています。
- 令和3年8月から、かかりつけ薬剤師・薬局における機能や高度薬学管理機能を元にした、「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の2つの「認定薬局制度」が、開始され、薬局からの申請に対して都道府県知事が適切に認定を行っています。十勝圏域では、令和6年5月時点で17薬局が「地域連携薬局」として認定されています。(表5)

【表5 十勝圏域の健康サポート薬局・認定薬局・北海道健康づくり支援薬局数】（令和6年5月現在）

薬局	健康サポート 薬局	認定薬局		北海道健康づくり 支援薬局
		地域連携薬局	専門医療機関 連携薬局	
148	9	17	0	10

（帯広保健所調）

イ 課題

（ア）医薬分業の推進

- 薬物療法の有効性と安全性を高めるため、医薬分業の一層の質の向上を図る必要があります。
- 在宅医療の推進や住民の生活形態の多様化などから、24時間対応を含め、休日・夜間における処方せん受入体制の整備が必要です。
- 患者や家族が安心・納得した上で薬局を利用できるよう、医薬分業について理解が進むような取組が引き続き必要です。

（イ）「かかりつけ薬局」等の普及

- 薬歴の一元管理や服薬状況の記録により、医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止するため、かかりつけ薬局と服薬の状況等を記録する「お薬手帳」（電子版を含む。）の普及を図ることが必要です。
- 薬局が住民のセルフメディケーションの推進や健康寿命の延伸等に貢献するため、健康サポート薬局を始め、道と北海道薬剤師会により独自に認定している「北海道健康づくり支援薬局」など、地域住民の健康づくりを積極的に支援していく薬局の整備促進が必要です。
- 住民がかかりつけ薬局や健康サポート薬局、北海道健康づくり支援薬局を適切に選択できるように、これらの薬局について理解が進むような取組が引き続き必要です。

（ウ）医薬品の正しい知識の普及

- 近年、薬理作用が強く、使用方法も複雑な医薬品が増加していることに加え、インターネットの普及により、薬局・薬店以外で様々な医薬品を購入できることから、広く道民に対し、医薬品の適正使用のための正しい知識の普及が必要です。

ウ 施策の方向と主な施策

（ア）医薬分業の推進

- 医薬分業が推進されるよう、北海道薬剤師会十勝支部等関係団体の協力を得ながら、薬局に勤務する薬剤師の資質の向上とともに、地域の医療機関と薬局との連携を図り、医薬分業の導入が遅れている地域を解消します。
- 薬局における休日・夜間当番制を取り入れるなどして、地域の実情等に合わせた休日・夜間の処方せん受入体制を充実します。
- 地域のイベント等を通じて、薬局・薬剤師の役割などについて情報発信します。

（「かかりつけ薬局」等の普及）

- 北海道薬剤師会十勝支部等関係団体と連携し、かかりつけ薬局及び健康サポート薬局並びに北海道健康づくり支援薬局の役割やその重要性などについて住民に対する普及啓発に努めるとともに、住民が身近なかかりつけ薬局等を適切に選択できるよう、道内の薬局の情報をインターネットなどを通じて公表します。
- 患者のための薬局ビジョンを踏まえ、薬局のかかりつけ機能を強化するとともに、健康サポート薬局及び北海道健康づくり支援薬局の整備を推進します。
- 医薬品の重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止するため、住民に対し、「お薬手帳」（電子版を含む。）を普及するとともに、地域において「お薬手帳」（電子版を含む。）の活用が一層図られるよう、医療機関と薬局との連携強化を行います。

(イ) 医薬品の正しい知識の普及

- 医薬品が適正に使用されるよう、関係団体などと連携し、「薬と健康の週間」等において、医薬品に関する正しい知識や薬局・薬剤師の役割などについて普及啓発を行います。

(2) 医薬品等の供給体制の整備

ア 現 状

- 災害が発生した場合に設置される救護所や避難所等において必要となる緊急医薬品などを迅速に供給するため、災害用の医薬品、医療材料（以下「災害時備蓄医薬品等」という。）を第三次医療圏ごとに常時備蓄しており、十勝圏域では帯広市に備蓄しています。

【災害時備蓄医療品等配置状況】

第三次医療圏	備蓄数量（人分）	備蓄場所	災害時備蓄医薬品等
十勝	4,000	帯広市	3日間使用できる解熱消炎鎮痛剤、抗生物質等の医薬品及び注射器等の医療材料

注) 災害時備蓄医薬品等は医薬品等卸売業者に委託し、流通備蓄している。

- まれに発生する疾病のうち、ガスエソ、ボツリヌス中毒、ジフテリアの疾病の治療に使用される抗毒素については、より輸送時間の短縮を図るため、道有医薬品として、道内6か所、十勝圏域には1か所帯広市に備蓄し、必要に応じ医療機関へ迅速に供給できる体制となっています。
- インフルエンザワクチンについては、必要の都度、道内の医薬品卸売業者及び関係機関・団体で構成する「インフルエンザワクチン安定供給連絡会議」を開催するなどして、医療機関及び医薬品卸売業者等の協力を得て、ワクチンの安定供給に努めています。

イ 課 題

(ア) 災害時備蓄医薬品等の供給体制

- 災害に備えて必要な医薬品等を備蓄し、災害が発生した場合には、これら災害時備蓄医薬品等を救護所や避難所などに迅速かつ適切に供給する体制を整備する必要があります。

(イ) 道有医薬品等の供給体制

- 備蓄する道有医薬品及び国から供給を受ける国有ワクチン・抗毒素については、患者の発生動向や疾病の流行状況を踏まえ、国との連携の下に品目及び数量の見直しを行うなど、必要な備蓄を図る必要があります。

(ウ) インフルエンザワクチンの安定供給

- インフルエンザワクチンについては、国において流行を予測し、それに見合う量が製造されていますが、その年により流行の規模が異なることなどにより、ワクチンの不足が生じる場合があります。十勝圏域で必要なワクチンを確保するためには、医薬品卸売業者等の協力を得る必要があります。

(エ) 医療用医薬品の安定供給

- 後発医薬品メーカーの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反を契機とした供給量の低下や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要の増加により、主に解熱消炎鎮痛剤等の医療用医薬品の入手が困難な状況となっていることから、医療用医薬品の安定的な供給を図る必要があります。

エ 施策の方向と主な施策

(ア) 災害時備蓄医薬品等の供給体制

- 災害時に必要な医薬品等が円滑に供給できるよう、災害時備蓄医薬品等を十勝圏域に備蓄するほか、関係団体などからの協力を得て、災害時における医薬品等の供給体制を整備し、災害が

発生した場合には、必要に応じ、救護所や避難所などに対し、迅速かつ適切に供給します。

(イ) 道有医薬品等の供給体制

- まれに発生する疾病の治療に使用されるワクチン・抗毒素を迅速に供給できるよう、患者の発生動向や疾病の流行状況を踏まえ、必要な品目及び数量の備蓄を図るとともに、医療機関にその備蓄状況を周知するなどして、医療機関からの要請に応じ、迅速かつ適切に供給します。

(ウ) インフルエンザワクチンの安定供給

- インフルエンザワクチンが安定的に供給できるよう、医療機関の協力を得て、ワクチンの適正使用を推進するとともに、医薬品卸売業者間の連携を図り、ワクチンを安定供給します。

(エ) 医療用医薬品の安定供給

- 限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、医薬品の過剰な発注は控えるなどの協力を要請していきます。

6 血液確保対策

(1) 現 状

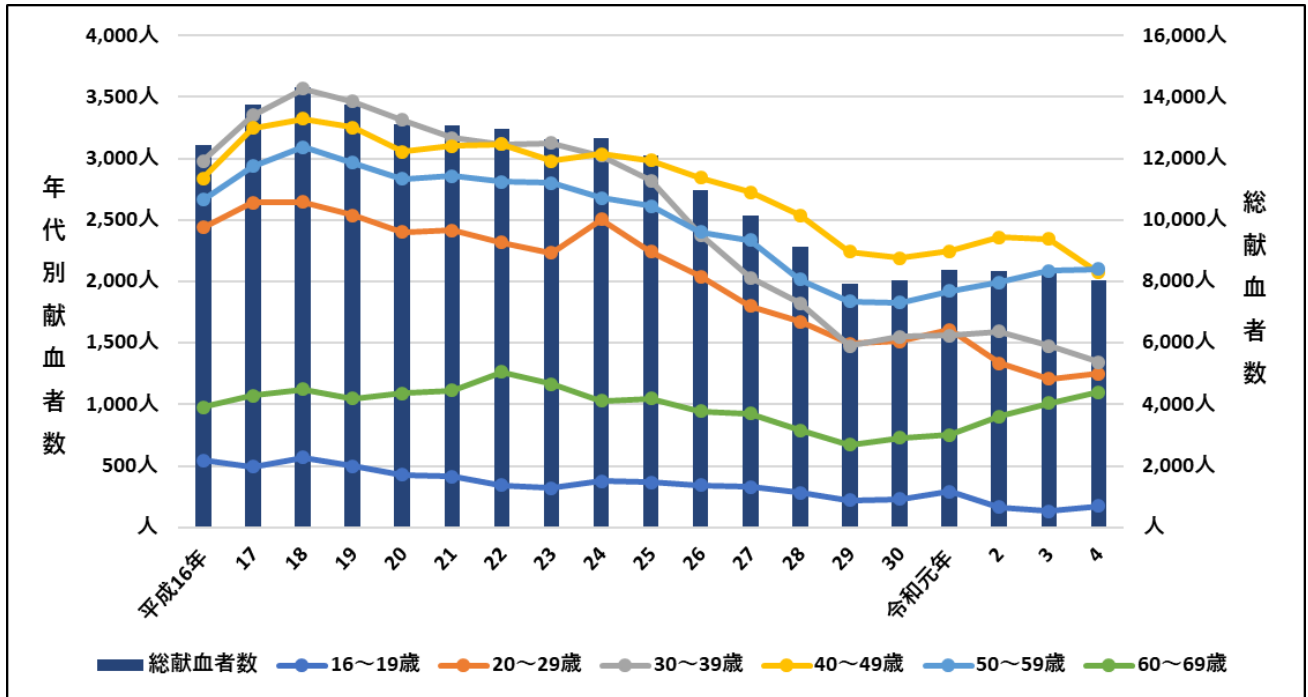
- 血液製剤の需要に対応するため、保健所、市町村、北海道赤十字血液センター帯広出張所が一体となり、住民の協力を得て、献血によりその確保を図っています。
- 供給実績については、日本赤十字社によると、医療現場を取り巻く環境（医療技術の進歩、適正使用の推進、手技の向上等）から、赤血球製剤、血漿製剤、血小板製剤のいずれも減少傾向となっています。
- 日本赤十字社では、ICTツール等を活用した事前献血予約や検査サービスの閲覧、事前Web問診回答機能の導入等により、定期的かつ継続的な献血の確保に取り組んでいます。また、将来に向けた若年層対策の一環として、献血未経験者や献血可能な年齢に満たない者向けの会員登録も開始しています。

(2) 課 題

ア 献血に関する普及啓発

- 近年、十勝圏域における献血者数が減少傾向にあることから、住民の献血への理解を深めるため、キャンペーンなどによる普及啓発活動を拡大する必要があります。（図1）
- 特に、少子高齢化が進行し、献血を支える若年層の人口が減少する中、将来にわたって安定的に血液製剤を供給するためには、若年層に対する献血思想に関する普及啓発の強化が必要です。
- 冬期においては、血液が不足する場合もあることから、冬期間において、献血者の確保を図る必要があります。

【図1 十勝圏域における年代別献血者数の推移】



(北海道赤十字血液センター帯広出張所提供)

イ 血液製剤の適正使用

- 医療機関においては、血液製剤の有効かつ適正な使用を促進する必要があります。

(3) 施策の方向と主な施策

ア 献血に関する普及啓発

- 住民の献血に対する理解と協力が得られるよう、市町村や北海道赤十字血液センター等の協力を得て、年間を通じて住民への広報活動等を行うほか、減少している若年層の献血者や血液が不足する冬期間の献血者を確保するため、「はたちの献血キャンペーン」、「ティーンズドナー献血推進キャンペーン」などを通じ、その普及啓発を行います。
- 安定した献血者の確保のため献血Web会員サービス「ラブラッド」の会員登録を促進し、事前献血予約の普及やSNSを用いた啓発を行います。

イ 血液製剤の適正使用の推進

- 医師などの医療関係者を対象とした、北海道合同輸血療法研修会等を通じて、医療機関に対し輸血療法委員会の設置や血液製剤の管理体制の明確化を図るなど、医療機関における血液製剤の適正使用を推進します。